

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3174

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 18 日	支出額	1,980 円
項目	事務所費	充当額	1,584 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	7 月～8 月分ダスキン使用料		
備考	7 月 18 日他		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3174

(2/2)

納品・領収書

No.0001049828

T8030001060421

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 7年 7月18日 次回は 月 日 曜日

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回前	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***	90		

お 金 5万円以上 貼 付

領 収 額 990

前回未収額

納品・領収書

No.0001053285

T8030001060421

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 7年 6月18日 次回は 月 日 曜日

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回前	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***	90		

お 金 5万円以上 貼 付

領 収 額 990

前回未収額

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3175

(1/3)

日付	令和 7 年 7 月 18 日	支出額	1,650 円
項目	事務所費	充当額	1,650 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	レンタルマット代		
備考	支払日 8 月 20 日 9 月 12 日		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3175

(2/3)

領収書	
2025年07月18日 12:33	No.2375568
新井一徳県政調査事務所 様	
お問い合わせ番号 [REDACTED]	
住所： 北本市中央1-81	
TEL:048-594-1600	
契約日付：20110826	
配達日付：20250718	
順番：021-00	
設置場所：	
9時半～17時半 土日休	
毎度ありがとうございます。 下記の通り受領致しました。	
ユニオンマット灰UNHS	
1 @500	¥500
税抜金額：	¥500
消費税10%：	¥50
税込金額：	¥550
備考： *お知らせ「夏休み」の為、 配達曜日が多少変更になりますので 宜しくお願い致します。	
株式会社クリーン・モア	
お問い合わせ先：本社サポートセンター	
〒123-0864	
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号	
登録番号 T2011801007379	
TEL：03-3857-2233	
FAX：03-3857-1233	
締日：0	
集金日：0	
ルート：C1105	
次回ルート：C1105	
営業担当：[REDACTED]	
配達担当：[REDACTED]	
URL： http://www.clean-more.net	
*ご契約解除の際は1ヵ月前までに ご連絡ください	
感熱紙の為、保管にご注意下さい。	
	

政務活動費 領収書等貼付用紙

3175

(3/3)

領収書

2025年08月20日 13:08

No.2380612

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号: [REDACTED]

住所:

北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付: 20110826

配送日付: 20250820

順番: 021-00

設置場所:

9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @500

¥500

税抜金額: ¥500
消費税10%: ¥50

税込金額: ¥550

備考:

*お知らせ「夏休み」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当: [REDACTED]

配達担当: [REDACTED]

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。

領収書

2025年09月12日 11:28

No.2385561

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号: [REDACTED]

住所:

北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付: 20110826

配送日付: 20250912

順番: 021-00

設置場所:

9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @500

¥500

税抜金額: ¥500
消費税10%: ¥50

税込金額: ¥550

備考:

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当: [REDACTED]

配達担当: [REDACTED]

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3176

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 18 日	支出額	180,000 円
項目	事務所費	充当額	162,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3176

(2/2)

領 収 証		小川 真一郎	様	No. _____
★ 4180000-				
内 訳	但 家賃 28,9月分			
現 金				
小切手	/	7 年 7 月 12 日 上記正に領収いたしました		
手 形	/			
消費税額等 (%)				
コクヨ ウケ-98				

期 の 表 示	所在地	東京都国町大字松久2-2-5番地		
	品名	紙の「ノリ」	数量	1.5kg
	規格・仕様	飲食店・家庭用 1箱 約45g、50g	備考	

上記報告を責任人等 [redacted] 責任人等 [redacted] 第一審上訴部の下記事項により責任等係の記録を [redacted]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3177

(1/4)

日付	令和 7 年 7 月 18 日	支出額	150,000 円
項目	事務所費	充当額	135,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所家賃		
備考			

2025/07/18 22:17

振込受付完了 | パワーダイレクト

SBI 新生銀行

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2025/07/18
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	75 円
キャッシュバック金額	75 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認についてはこちらを参照してください。

閉じる

Copyright © SBI Shinsei Bank, Limited. All rights reserved.

<https://bk.web.sbinsei.co.jp/print/transferComplete.html>

1/1

61-1 事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	大丸屋
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5
構 造・規 模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 約38 m ²

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 12 日 から	3 年 月間
終期	2026 年 7 月 11 日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃 料	月額 150,000 円 (内消費税等 円・税率 %)
共益費(管理費)	月額 0 円 (内消費税等 0 円・税率 0 %)
保証金(敷金)	0 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	
	円
礼 金	0 円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	☒ 振込 ☐
	振込先金融機関名・支店名 埼玉りそな銀行 支店 口座種別
	口座番号 口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名 株式会社秀拓 電話 049 (233) 1103
	住所 埼玉県川越市市場新町14-2

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

政務活動費 領収書等貼付用紙

3177

(4/4)

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)

更新料の金額	☐ 新賃料の	ヶ月分 ・ ☐	円
--------	-------------------------------	--------------------------------	---

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。 ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。
--

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主	住所	埼玉県川越市市場新町14-2
	氏名	株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳
	電話番号	049 (233) 1103
借主	住所	
	氏名	須賀 昭夫
	電話番号	080 (2568) 7260
連帯保証人	住所	
	氏名	
	電話番号	
	極度額	1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士	(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☒ 貸主 ・ ☐ 代理	取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 埼玉県知事(12)第 8359 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県川越市市場新町14-2	事務所所在地 号
商号 株式会社 秀拓	代表者等
代表者等 米原 恭淳	登録番号 第 号
登録番号 号	宅地建物取引士
宅地建物取引士	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3206

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 20 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 1 台目 7 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市表6丁目3番地 第 [] 号
車種及びナンバー	[]
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、前条項を双方承諾の上、
- 第1条 賃貸借契約は、[]年6月6日より[]年6月5日まで/ヶ月とする。貸し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 木 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置かれ、他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借物の毀損及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

[]年6月6日

貸主(甲) 住所 []
氏名 []
印 []

借主(乙) 住所 蓮田市表6-8-4
氏名 石伊久磨
印 []

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3207

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 20 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 2 台目 7 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地
車種及びナンバー	京 〇 号
賃 料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上契約を締結する。
- 第1条 賃借期間 〇5年/〇月/〇日 〇6年/〇月/〇日
9日迄/〇日とする。賃し期間満了の場合、必要あれば当事
両合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末、日までに翌月分を乙は甲に持参して
支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有
無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解
除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き
他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権
の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、
甲は直ちに契約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により
危険物として指定されている物件の持ち込をしたり、その
他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損
害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負
わないものとする。

- 第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべ
き事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に
損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い
通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印し
て各1通を所持する。

貸主(甲) 住 所

氏 名

印

借主(乙) 住 所

氏 名

印

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3208

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 20 日	支出額	9,179 円
項目	事務所費	充当額	7,343 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場利用料 8 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

契約番号

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

氏名	保谷 武
住所	
電話番号	

Park Direct 運営事業者（丙）について

名称	株式会社ニーリー
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F

駐車場利用について

名称	矢作駐車場		
所在地			
指定区画		利用期間	2025/02/01～2026/01/31
車種	ジムニー	ナンバー	-
月額使用料※1	9,179円 (税込)		
更新情報	1年更新	更新費用※2	9,179円 (税込)

※1 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。
※2 更新費用は、更新情報に記載の更新時に別途お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct利用管理について

契約期間		賃貸借契約の始期から解約日まで	
月額管理料※1	679円 (税込)	管理更新料※2	679円 (税込)

※1 月額使用料に含まれます。
※2 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

-

Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。

第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。
 - (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
 - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
 - クレジットカード：翌月分を毎月20日
 - 銀行振込：翌月分を毎月20日まで
 - 口座振替：翌月分を毎月27日
 - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
 - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内

- (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
 3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
 4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものである。
 5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
 6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
 7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの遅滞に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
 8. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手数料は乙負担とする。

第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上不在にする場合は、丙に対して、不在期間中の連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
 - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む。)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
 - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
 - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。

- (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本件賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区画内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
 - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
 - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
 - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因する乙と第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本件賃貸借契約の当事者となるものではなく、本件賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべきからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実に受領した月額管理料の総額を上限とする。

第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

第12条（個人情報の取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。

https://www.park-direct.jp/privacy_policy

第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3220

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 21 日	支出額	2,377 円
項目	事務所費	充当額	1,188 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	ダスキンレンタル代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3220

(2/2)

お客様番号 7860 4875 8162 4412

小島 信昭 様
ポイントカード

兼 領 収 書

登録番号:T8070001004715

株式会社ダスキンサーブ北関東
ダスキン宮原支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2025 年 7 月 21 日 次回訪問日 2025 年 8 月 18 日

取引 現金

No.100367402900

商品・サービス内容						数量		単価		納品		納品		訂正		備考
						納品	回数	金額	納品	回数	金額	納品	回数	金額	備考	
ベーシックマットS・G						BSG	4W	1	1	893	1	1	893			
ハンディモップF						H-F	8W	1	1	870	1	1	870			
ニューダスキン小モップ						N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814			

印刷
5000000
数量

前回未収残	金額合計	消費税	合計金額	納品額
	2,161	216	2,377	2,377

消費税 10%

捺印サイン

担当者名

DUSKIN DDnet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

343

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3232

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 22 日	支出額	19,800 円
項目	事務所費	充当額	17,820 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所浄化槽清掃		
備考	浄化槽維持管理のため こちらの料金については、委託契約の第 1 条に記載がある別料金の清掃料金です		

登録番号T5030001061785	
№ 40	
領 収 書	
金 19,800 円 (内税 10% 月分) 1800円	
金子カク大県政調査事務所 様	
大間 798-3 様	
浄 化 槽	分接 1.25m ³
維 持 管 理	全量
汲 取 (従量制)	本 台 19 0
上記のとおり領収しました。	
平成 27 年 7 月 22 日	
高松商事株式会社	
TEL 048(541) 4414(代)	
取扱者印	

鴻巣市指定様式

委 託 契 約 書

委託業務の名称 浄化槽の維持管理

上記業務の委託については、委託者^{高松商事株式会社}を甲とし受託者 高松商事（株）
乙とし下記条項により業務委託契約をいたします。

- 1 条 乙は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省第35号）
第7条に定める維持管理の基準及び別紙浄化槽維持管理仕様書により実施し
ます。尚、清掃は別途料金となります。
- 2 条 委託期間は 令和5年 10月 13日より 年 月 日までとする。
- 3 条 委託手数料は、3ヶ月毎に1回、年々回、維持管理費年額 11,000円（税込）。
- 4 条 乙は本契約に基く業務を第三者に委託してはならない。
- 5 条 本契約に基く業務施行に当り物件に生じた損害または第三者に及ぼした損害
は乙の負担とする。ただし乙の責任外のものはこの限りではない。
- 6 条 乙は専門的知識及び技術を有する管理技術者に技術上の実務を行わせる。
- 7 条 乙は維持管理業務を行うときは甲の立合いを受け業務完了後は維持管理記録
に必要事項を記録する。
- 8 条 乙は第3条に定める委託手数料の支払いについて、当該月末日までに甲に請
求書を提出するものとする。
- 9 条 甲は、乙が次の各項に該当すると認めたときは本契約を解除することができ
る。
 1. 正当な理由なしに委託業務を行わないとき。
 2. 委託業務の実施に当り、別紙仕様書に違反したとき。
 3. 第4条の規定に違反したとき。
 4. その他乙が本契約の目的を達成する見込みのないとき。

第10条 消毒薬価は乙の負担とする。

第11条 この契約期間満了30日前までに甲が乙に対して解約の通知をしないときはこの契約更新とみなし、そのまま効力をもつものとする。

第12条 本契約に定めていない事項については必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

※浄化槽法第十一条第一項に規定する水質に関する検査を1年に1度受検することが望ましい。

本契約の証として、契約書2通を作成し、当事者記名調印のうえ各自1通を保有するものとする。

2023 年 10月 13日

住所 埼玉県鴻巣市大間 798-3
甲 氏名 金子裕太郎 代表取締役
電話 代表 金子裕太郎 40-594-9921
乙 埼玉県鴻巣市上谷1824-1
高松商事株式会社
代表取締役 高松 幸

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3233

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 22 日	支出額	6,500 円
項目	事務所費	充当額	3,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（本町事務所）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3233

(2/2)

領 収 証		No. _____
<u>小島信昭 様</u>		7 年 7 月 22 日
★ 6500 円		
但 R7 8 月		
上記正に領収いたしました		
内 訳		
振込金額	〒 	
消費税率等(%)		



第1条 (駐車場の用途)

第2集(資料)

第3条 (職金)

第4条 (契約期間)

- ## 第5条（契約の更新）

- ### 第6条 (賠償義務)

第7桌 (免賁)

第8条 (原状回復)

第9条 (解除)

② 賃料の支払いを2ヵ月分以上怠ったとき

- 第10条（管辖裁判所）

第11条 (儲蓄則)

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7 年 3 月 24 日

貸借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛 301
氏名 小島 信昭

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3234

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 22 日	支出額	121,000 円
項目	事務所費	充当額	108,900 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 8 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

更新

賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ~ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様



有限会社アーヴァンクリエイト

埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

賃貸借契約証書

記

貸主 [redacted] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本目下記のとおり契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の一个月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

令和 5 年 7 月 3 日

貸主

氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエイティブ

〒332-0012 埼玉県川口市本町2

フジタ川口ビル 103号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事(3)第22120号